

## 製品安全データシート

### 1. 製品等及び会社情報

#### 1.1. 製品の特定

製品名：     ローヤルアロー 塩害シャシーコート  
製品分類：   樹脂塗料  
主な用途：   自動車シャシー部などの防錆用

#### 1.2. 会社情報

会社名：     株式会社ユーエスシー  
住所：       〒183-0044 東京都府中市日鋼町1番1 Jタワー  
担当部門：   技術部  
電話番号：   042-351-0011                     FAX番号：   042-351-0010  
e-mail：  
改定日：     2017年 3月 8日

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ・エアゾール              | 区分1                  |
| ・皮膚腐食性・刺激性          | 区分2                  |
| ・眼に対する重篤な損傷・眼刺激性    | 区分2A                 |
| ・発がん性               | 区分2                  |
| ・生殖毒性               | 区分1B                 |
| ・特定標的臓器／全身毒性(単回ばく露) | 区分1(肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系) |
| ・特定標的臓器／全身毒性(反復ばく露) | 区分1(呼吸器、神経系)、区分2(肺)  |
| ・水生環境急性有害性          | 区分2                  |
| ・水生環境長期間有害性         | 区分2                  |

#### GHSのラベル要素

##### シンボル



##### 注意喚起語

危険

##### 危険有害情報

- ・ 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール
- ・ 高压容器：熱すると破裂のおそれ
- ・ 皮膚刺激
- ・ 強い眼刺激
- ・ 発がんのおそれの疑い
- ・ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・ 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害
- ・ 長期にわたる、又は、反復ばく露による呼吸器、神経系の障害
- ・ 長期にわたる、又は、反復ばく露による肺の障害のおそれ
- ・ 水生生物に毒性
- ・ 長期継続的影響により水生生物に毒性

##### 注意書き

###### 予防策

- ・ 保護手袋を着用すること。
- ・ 環境への放出を避けること。
- ・ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・ すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ 加圧容器：使用後穴をあけたり燃やしたりしないこと。
- ・ 取扱後は手をよく洗うこと。
- ・ 必要に応じて個人用保護具を使用すること。
- ・ 熱／火花／裸火／高温のもの(のような着火源)から遠ざけること。ー禁煙。
- ・ 粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入しないこと。
- ・ 裸火または高温の白熱体に噴霧しないこと。

## 3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

含有成分及び含有量

| 成分名・化学名  | 含有量 mass% | CAS No.   | 化審法No. | 安衛法No. | PRTR 法No. |
|----------|-----------|-----------|--------|--------|-----------|
| カーボンブラック | 1 ～ 5     | 1333-86-4 | 非公開    | 130    | 非該当       |
| 亜鉛       | 5 ～ 15    | 7440-66-6 | 非公開    | 非該当    | 非該当       |
| キシレン     | 25.3      | 1330-20-7 | 3-3    | 136    | 1種80      |
| エチルベンゼン  | 25.3      | 100-41-4  | 3-28   | 70     | 1種53      |
| ジメチルエーテル | 50～60     | 115-10-6  | 2-360  | 非該当    | 非該当       |

注) 化審法No. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号

安衛法No. 労働安全衛生法（安衛法）第 57 条の 2 第 1 項政令指定物質の政令番号

PRTR 法No. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号

## 4. 応急措置

以下のいずれの場合も医師の手当てを受けること。

眼に入った場合：清浄な水で 15 分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

速やかに専門医の手当てを受ける。

眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当を受けること。

気分が悪い時は医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合：汚染された衣服、靴等をすべて脱ぐ、汚染された衣服は再使用する前に洗濯すること。

皮膚に付着した部分を直ちに大量の水及び石鹸を使用して十分に洗浄する。

溶剤、シンナーは使用しないこと。

外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

吸入した場合：被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か止まっている場合には人工呼吸を行う。

呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪くなった場合には、直ちに医師の診断/手当を受けること。

嘔吐物は飲み込ませない。

飲み込んだ場合：口の中をすすぐ。（その人の意識がある場合のみ）

直ちに医師の手当てを受ける。

嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入が起きないように身体を傾斜させる。

嘔吐物は飲み込ませない。

医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

予想される急性性状及び遅発性症状：眼の炎症として、充血、涙、かゆみ等の症状がみられる。

皮膚炎として、掻痒感、落屑、発赤、時に水泡といった症状が見られる。

最も重要な兆候及び症状：特になし

応急措置をする者の保護：救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

火気に注意する。

医師に対する特別注意事項：直ちに医師の診断を受け、この容器又はラベルに記載された注意事項又は SDS を示す。

## 5. 火災時の措置

消火剤：炭酸ガス、粉末消火剤、泡消火剤、乾燥砂。

使用してはならない消火剤：水

火災時特有の危険有害性：火災の現場にエアゾール容器があると破裂する恐れがある。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

内溶液は引火性の高い可燃性液体。

一酸化炭素等の有害ガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法：作業は風上から行う。

可燃性の物を周囲から素早く取除くこと。

指定の消火器を使用すること。

火災発生場所周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火活動には距離を十分に取り、高温にさらされる製品容器には水等をかけて冷却する。

消火を行う者の保護：消火者は必ず適切な保護具（耐熱着衣、化学用保護衣、保護眼鏡等）を着用し、有毒ガスが発生する為、空気呼吸器等を装備する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置：ばく露防止の為、作業の際には適切な保護具を着用する。

眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

容器の漏出部は上向きにし、完全にガスを噴出させてから処置をする。

密閉された場所に入る前に換気する。

着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。  
付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取除く。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。  
付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処理する。

環境に対する注意事項：漏出液を下水や側溝等に流してはならない。

環境中に放出してはならない。

回収・中和：少量の場合、漏出液は乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。

吸収した物を集める時、清潔な帯電防止工具を用いる。

大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置をする。

衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。

二次災害の防止策：付近の着火源となるものを速やかに取除くとともに消火剤を準備する。

漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

技術的対策：使用時には、使用者にかからないように風の流れを背後から受けるようにすること。

周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。

火炎に向かって噴射してはならない。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずるなどの取扱いをしてはならない。

静電気対策を行い、作業衣、作業靴等は通電性の物を使用する。

使用機器は確実に接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。

工具は火花防止型のものを使用する。

使用済みのウェス、塗料カス、スプレーダスト等は、廃棄まで水に漬けておくこと。

局所排気・全体換気：取扱う場合は、局所排気内、または全体換気設備のある換気のよい場所で取り扱う。

密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、吸入したり、目に入らないように適切な保護具を着用する。

取扱い後は手洗い等を十分に行い、衣服に付着した場合は着替える。

安全取扱い注意事項：衣服に付着した場合は着替える。

ばく露防止の為保護具を着用して作業を行う。蒸気の吸入、皮膚への接触を避ける。

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。

取扱い後は必ず手を洗うこと。

取扱い後は休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

温度が高くなる場所に置くと、容器が破裂する恐れがある。

過去にアレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。

### 保管

適切な保管条件：幼児の手の届かない所に置くこと。

直射日光を避け、通風の良い所に保管する。

缶が錆びて内容物が漏出、又は噴出する恐れがある為、水回り等の湿気の高い所での保管は避けること。

火気、熱源から遠ざけて保管する。

40℃以上になる所には置かないこと。

その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定めることに従う。

安全な容器包装材料：高圧ガス保安法等の法令で規定されている容器を使用する。

---

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：取扱い設備は防爆型を使用する。

排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。

屋内作業の場合は、作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備とする。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付ける。

取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。

## 曝露限界値

| 成分名      | 管理濃度<br>(安衛法)        | 許容濃度     |                      |                 |
|----------|----------------------|----------|----------------------|-----------------|
|          |                      | 日本産衛学会   | ACGIH(TLV-TWA)       | ACGIH(TLV-STEL) |
| カーボンブラック | 3.0mg/m <sup>3</sup> | 設定されていない | 3.5mg/m <sup>3</sup> | 設定されていない        |
| 亜鉛       | 設定されていない             | 設定されていない | 設定されていない             | 設定されていない        |
| キシレン     | 50ppm                | 50ppm    | 100ppm               | 150ppm          |
| エチルベンゼン  | 20ppm                | 50ppm    | 100ppm               | 125ppm          |
| ジメチルエーテル | 設定されていない             | 設定されていない | 設定されていない             | 設定されていない        |

保護具：必要に応じて着用すること

呼吸器の保護具：有機ガス用防毒マスク、密閉された場所では送気マスク

手の保護具：不浸透性（耐薬品、耐油、耐有機溶剤性）の保護手袋。

目の保護具：保護眼鏡。

皮膚及び身体の保護具：通電性の作業衣・安全靴等。

適切な衛生対策：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙はしないこと。

取扱い後はよく洗うこと。

飲食、喫煙前には石鹸で手を洗う。

## 9. 物理的及び化学的性質

|        |                         |       |                 |
|--------|-------------------------|-------|-----------------|
| 外 観    | ： 黒色液体                  | 臭 気   | ： 溶剤臭           |
| PH値    | ： 該当しない                 | 沸 点   | ： 36.2～138.4℃   |
| 引火点    | ： 23℃                   | 発火点   | ： 432℃          |
| 爆発限界   | ： 下限 1.1 vol% 上限 7 vol% | 蒸気圧   | ： 1.333kPa(32℃) |
| 密度（比重） | ： 1.039(20℃)            | 溶解度 水 | ： 殆ど溶解しない       |

## 10. 安定性及び反応性（製品として）

安定性 40℃以上になると破裂の恐れがある。

常用温度で缶内圧は約0.42MPa。

危険有害反応可能性 高圧ガスが入っている。加熱、衝撃等により破裂する危険がある。

可燃性の液化ガスであり、空気と爆発性混合ガスを形成し易い。換気に際しては、周囲に着火源の無いことを確認すること。

避けるべき条件 高温多湿な場所での保管及び火気（火炎、スパーク等着火源）の近くでの使用。

混触危険物質 情報なし

危険有害な分解生成物 燃焼により有害なガス（一酸化炭素等）を発生する。

## 11. 有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

急性毒性（経口）：（製品のデータ）区分外[毒性推定値 8975.2198>2000]

（成分のデータ）：カーボンブラック ラット LD50:8000mg/kg

（成分のデータ）：亜鉛 ラット LDLo:5mg/kg

（成分のデータ）：キシレン ラット LD50:3500mg/kg

（成分のデータ）：エチルベンゼン ラット LD50:3500mg/kg

急性毒性（経皮）：（製品のデータ）区分外[毒性推定値 62820.1011>2000]

急性毒性（吸入：ガス）：（製品のデータ）区分外[毒性推定値∞>20000]

急性毒性（吸入：蒸気）：（製品のデータ）区分外[毒性推定値 54.8943>20]

急性毒性（吸入：ミスト）：（製品のデータ）区分外[毒性推定値∞>5]

皮膚腐食性/刺激性：（製品のデータ）区分2[「(区分2の成分の濃度合計)が10%以上」を満たす]

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：（製品のデータ）区分2A[「(眼刺激性区分2Aの成分の濃度合計)が10%以上」を満たす]

呼吸器感作性又は皮膚感作性：（製品のデータ）分類できない

生殖細胞変異原性：（製品のデータ）区分外

発がん性：（製品のデータ）区分2[区分2に分類される成分がカットオフ値1%以上含まれる]

生殖毒性：（製品のデータ）区分1B[区分1に分類される成分がカットオフ値0.3%以上含まれる]

特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)：（製品のデータ）区分1(肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系)[区分1に該当する成分が10%以上含まれる]

特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)：（製品のデータ）区分1(呼吸器、神経系)[区分1に該当する成分が10%以上含まれる]

区分2(肺)[区分1に該当する成分が1%以上10%未満含まれているものが存在する]

吸引性呼吸器有害性：（製品のデータ）分類できない

その他の情報：液化ガスが皮膚に触れると、炎症や凍傷を起こす恐れがある。

## 12. 環境影響情報

生態毒性：（製品のデータ）情報なし

(成分のデータ:カーボンブラック) 材質シロ LC50: >5600mg/L/24H

(成分のデータ:亜鉛) 情報なし

(成分のデータ:キシレン) ブラウンシュリンプ LC50: 0.4mg/L/96H

(成分のデータ:エチルベンゼン) ブラウンシュリンプ LC50: 0.4mg/L/96H

残留性・分解性 : (製品のデータ) 情報なし

(成分のデータ:カーボンブラック) 情報なし

(成分のデータ:亜鉛) 分解しにくい

(成分のデータ:キシレン) 容易に分解する

(成分のデータ:エチルベンゼン) 容易に分解する

その他:現在のところ有用な情報は無いが、漏洩、廃棄等の際は環境に影響を与える恐れがあるので注意すること。

### 1.3. 廃棄上の注意

#### \*大量廃棄の場合

内容物、容器の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と受託契約をして処理すること。

#### \*少量廃棄の場合

廃棄をする場合には、全量を使い切ってから火気のない戸外でガスが完全になくなるまでボタンを押し、自治体の指定する処理方法に従って廃棄すること。

### 1.4. 輸送上の注意

輸送の特定の安全対策及び条件 : 運搬に際しては容器を 40℃以下に保ち、転倒、落下並びに損傷がないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。

#### 国内規制

陸上輸送 : 消防法ほか法令の輸送について定めるところに従う。

海上輸送 : 船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送 : 航空法に定めるところに従う。

#### 国際規制

国連分類 : class 2.1

国連番号 : 1950

### 1.5. 適用法令

#### ①労働安全衛生法 : 危険物、引火性のもの

第二種有機溶剤等 キシレン

特定化学物質等 (第二類物質) エチルベンゼン

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物:カーボンブラック、キシレン、エチルベンゼン

#### ②大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質 (亜鉛、キシレン、エチルベンゼン)

#### ③船舶安全法 : 高圧ガス、引火性液体

#### ④航空法 : 高圧ガス、引火性液体

#### ⑤高圧ガス保安法 : 適用除外 (液化ガス・可燃性ガス) 但し、政令告示並びに高圧ガス保安一般規則規定に従う。

#### ⑥消防法 : 第4類第二石油類 (非水溶性) 危険等級Ⅲ

#### ⑦危険物船舶運送及び貯蔵規則 : IMDG コード class 2.1 (UN No. 1950)。

#### ⑧海洋汚染防止法 : 有害物質 (Z 類物質) 引火性物質 ( )

#### ⑨引火性液体類

#### ⑩PRTR 法 : キシレン 1 種 80、エチルベンゼン 1 種 53

※ 都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合がありますので、詳細は当該自治体にご確認ください。

### 1.6. その他の情報

#### 1.6.1 引用文献

① 参考文献 原液 (エアゾール 塩害防錆用黒) SDS (塗料メーカー)

② 化学物質管理促進法対象物質全データ

③ 労働安全衛生法対象物質全データ

④ 毒物及び劇物取締法対象物質全データ (化学工業日報社)

⑤ 日本化学会編「化学防災指針集成」

⑥ 緊急時応急措置指針 [改訂第3版] 容器イエローカード (ラベル方式) への適用 日本規格協会

⑦ GHS分類結果データベース 独立行政法人製品評価技術基盤機構

#### 1.6.2 JISの有無

なし

#### 1.6.3 記載内容の問い合わせ先

連絡先 : 株式会社ユーエスシー

電話番号 : 042-351-0011

FAX番号 : 042-351-0010

---

**※注意**

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

---

## [会社情報]

販売者：(株)南海スズキ

所在地：堺市堺区神石市之町13-2

TEL:072-228-0111